

1年保存

基発第0810004号
平成19年8月10日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間の実施について

過重労働による健康障害の防止については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）により、また、賃金不払残業の解消については、「賃金不払残業総合対策要綱について」（平成15年5月23日付け基発第0523003号）により、各種の対策を推進してきたところであるが、今般、別紙のとおり、「平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間実施要領」を策定し、両対策の周知啓発等を効果的に実施することにより、労使が一体となった取組を促すとともに、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消をより一層推進することとしたところである。

については、本実施要領に基づき、本月間の適切な実施に遺憾なきを期されたい。

平成19年度過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間実施要領

1 趣旨

過重労働による健康障害の防止については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、平成18年度における脳・心臓疾患に係る労災請求・認定件数が過去最高となるなど、過重労働による健康障害が依然多数発生しており、その防止のためには、長時間にわたる過重な労働の排除、労働者の健康管理に係る措置の徹底を、より一層強力に推進していくことが重要である。

また、賃金不払残業の解消については、「賃金不払残業総合対策要綱」（平成15年5月23日付け基発第0523003号）に基づき、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月23日付け基発第0523004号）を定めるとともに、「賃金不払残業解消キャンペーン月間」の実施等に努めてきたところであるが、監督指導結果をみると、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した件数は依然高水準で推移しており、今後ともその解消に向けた対策を積極的に推進していく必要がある。

過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号）等の趣旨を踏まえ、いずれも使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、従来から実施してきた賃金不払残業の解消を目的としたキャンペーン活動について、新たに過重労働による健康障害防止対策の内容を加え、「過重労働・賃金不払残業解消キャンペーン月間」（以下「キャンペーン月間」という。）として効果的な実施を図り、労使を始めとする関係者に対して広く周知啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成19年11月1日（木）から11月30日（金）まで

3 実施事項

（1）本省で実施する事項

ア 広報活動の実施

キャンペーン月間の趣旨等について、記者発表及び厚生労働省関係広報誌への掲載等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスター・リーフレットの作成

キャンペーン月間の趣旨等を周知するためのポスター及びリーフレットを作成する。

ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対する、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消に関する積極的な周知・啓発への協力要請を行う。

エ 全国一斉無料相談ダイヤルを設置するとともに相談件数等を集計する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 広報活動の実施

都道府県労働局及び労働基準監督署は、キャンペーン月間の趣旨等について、記者発表、地方公共団体等の広報紙の活用等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスターの掲示・リーフレットの配布

都道府県労働局及び労働基準監督署は、施設内にポスターを掲示するほか、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、リーフレットを集団指導の場等において配布するなどにより、有効に活用する。

ウ 事業主団体等への協力要請

都道府県労働局及び労働基準監督署は、事業主団体等に対し、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消に関する周知・啓発への協力要請を行う。

エ 全国一斉無料相談ダイヤルの実施及び所轄署への情報提供

都道府県労働局において、全国一斉無料相談ダイヤルを平成19年11月23日の「勤労感謝の日」に実施し、相談に対する指導・助言を行うとともに、所轄の労働基準監督署へ情報提供を行う。

労働基準監督署においては、都道府県労働局より提供された情報を基に、問題があると認められる事案について、監督指導等により的確に対応する。

オ 重点監督の実施

キャンペーン月間中に、過重労働による健康障害の防止及び賃金不払残業の解消を図るための監督指導を実施する。